第十八条の二十一第九項第三号イ中「第二項各号」を「第二項第一号イ又はロ」に改め、「定める書類」の下に「、同項第二号イ又はロに規定する書類」を加え、同項第四号イ中「第二項第一号」を「第二項第一号イ」に改め、「登記事項証明書」の下に「、同項第二号イに規定する書類」を加え、同条第十九項中「第四十一条の二の二第八項」を「第四十一条の二の二第七項」に改め、同条第二十二項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第十八条の二十三第五項第一号において同じ。）」及び「及び同号」を削り、同条第二十五項中「された家屋」の下に「又は確認を受けた家屋」を加え、「第二項第一号」を「第二項第一号イ」に改め、「されたもの」の下に「又は同項第二号イに規定する登記事項証明書に係る情報により税務署長の確認を受けたもの」を加える。

第十八条の二十三第二項中「及び第八項」を「及び第六項」に改め、同条第三項中「及び第七項」を削り、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「当該申告書」の下に「（同条第四項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。次項において同じ。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第七項中「受け取つた」を削り、「（同条第四項の規定により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。以下この項において「申告書等」という。）は、同条第一項」を「を受理した場合には、当該申告書を、同項」に改め、同項ただし書中「当該申告書等」を「当該申告書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第四十一条の二の二第九項」を「第四十一条の二の二第八項」に、「の給与等の支払者」を「に規定する申告書の提出の際に経由すべき給与等の支払者」に、「同条第一項に規定する申告書」を「当該申告書」に改め、同項を同条第六項とする。

第十八条の二十三の二第十八項中「当該申告書」の下に「（同条第四項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）」を加え、同条第十九項中「同条第八項」を「同条第六項」に改める。

第十八条の二十三の三第二項中「当該申告書」の下に「（同条第四項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）」を加え、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第七十六条の二第六項から第十項まで」を「第七十六条の二第五項から第九項まで」に、「第四十一条の三の四第七項」を「第四十一条の三の四第六項」に、「第七十六条の二第六項第一号」を「第七十六条の二第五項第一号」に、「第百九十八条第六項各号」を「第百九十八条第四項各号」に、「及び第八項」を「及び第七項」に、「同条第八項」を「同条第六項」に、「法第百九十八条第六項」を「法第百九十八条第四項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、「これらの規定による申告書」の下に「」とあるのは「同項に規定する申告書」と、「」を加え、「同項に規定する申告書（同条第四項」を「（同条第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第七十六条の二第六項第一号」を「第七十六条の二第五項第一号」に、「第百九十八条第六項各号」を「第百九十八条第四項各号」に、「法第百九十八条第六項」を「法第百九十八条第四項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十八条の二十四の二第一項第一号中「第三条第一項第一号」を「第三条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第三条第二号」を「第三条第一項第二号」に改める。

第十九条の七第一項第一号中「場合にあつては」を「場合には」に、「第十四項第一号」を「第十六項第一号」に改め、同項第二号中「第十六項」を「第十八項」に、「第五項第二号及び第九項第二号」を「第七項第二号及び第十一項第二号」に改め、同項第三号中「第四項第一号」を「第五項第一号」に、「第九項第一号」を「第十一項第一号」に、「第五項第一号」を「第七項第一号」に改め、同項第八号中「次項第四号」を「次項第五号」に改め、同条第二項第五号中「にあつては」を「には」に改め、同条第三項第三号を削り、同条第二十項中「第二十六条の二十第二十八項」を「第二十六条の二十第二十九項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第五条の二第十七項」を「第六条の二十第二十八項」を「第二十六条の二十第三十項」に、「同条第二十六条の二十第二十八項」を「第二十六条の二十第三十項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を「同条第二十六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第二十六条の二十第二十九項」を「第二十六条の二十第三十項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十五項」に、「を提出した」を「の提出をした」に、「第十四項第二号」を「第十六項第二号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項第三号中「応じ」を「応じ」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第二十六条の二十第二十四項」を「第二十六条の二十第二十六項」に改め、「書類」の下に「（法第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十七項に規定する電磁的方法により提供された当該書類に記載すべき電磁的記録を含む。）」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第二十六条の二十第二十四項」を「第二十六条の二十第二十六項」に、「を提出した」を「の提出をした」に改め、同項第一号中「第二十六条の二十第二十三項」を「第二十六条の二十第二十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第二十六条の二十第二十五項に規定する書類」に改め、同項第二号中「第二十六条の二十第二十三項」を「第二十六条の二十第二十五項」に改め、同項第三号中「第十七項第三号」を「第十九項第三号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第六項まで、第九項から第二十二項まで及び第二十七項から第三十三項まで」を「第五項まで、第十項から第二十四項まで及び第二十九項から第三十六項まで」に、「、第十六項及び第十七項」を「及び第十九項まで」に、「第二十六条の二十第二十二項」を「第二十六条の二十第二十四項」に、「第十五項から第十九項まで及び第二十項から第二十六項まで」を「第十七項から第二十一項まで及び第二十四項から第二十八項まで」に改め、同項の項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同表第十五項の項中「第十六項」に改め、同表第二十項第二号の項中「第二十項第二号」を「第二十二項第二号」に、「第十九条の七第五項第二号」を「第十九条の七第七項第二号」に改め、同表第二十七項第三号の項中「第二十七項第三号」を「第二十九項第三号」に改め、同表第二十七項第四号及び第五号の項中「第二十七項第四号」を「第二十九項第四号」に改め、同表第二十八項第一号の項中「第二十八項第一号」を「第三十項第一号」に改め、同表第二十八項第三号の項中「第二十八項第三号」を「第三十項第三号」に、「第二十三項第二号」を「第二十五項第二号」に、「第十九条の七第五項第二号及び第十一項第二号」を「第十九条の七第七項第二号及び第十一項第二号」に改め、同表第三十二項の項中「第三十二項第二号」を「第三十四項第二号」に、「第十一条第一号」を「第十三条第一号」に、「第五条の二第十七項」を「第七条の二第十九項」に改め、同表第三十二項の表第二項第二号の項の項中「第三十二項第一号」を「第三十四項第一号」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第五条の二第十七項」を「第七条の二第十九項」に、「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に、「第十一項第二号」を「第十三項第二号」に改め、同表第三十二項の表第二項第三号及び第三項第一号の項の項中「第三十二項」を「第三十四項」に、「第五条の二第十七項」を「第七条の二第十九項」に改め、同表第三十三項の項中「第三十三項」を「第三十五項」に、「第十九条の七第十三項」を「第十九条の七第十五項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第二十六条の二十第二十一項」を「第二十六条の二十第二十三項」に、「第十項各号」を「第十二項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第二十六条の二十第二十二項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第二十六条の二十第二十項」を「第二十六条の二十第二十二項」に、「応じ」を「応じ」に改め、同項第一号中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第二十六条の二十第二十項」を「第二十六条の二十第二十二項」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二十六条の二十第十八項」を「第二十六条の二十第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第二十六条の二十第十七項」を「第二十六条の二十第十九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第二十六条の二十第十六項」を「第二十六条の二十第十八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第二十六条の二十第十五項」を「第二十六条の二十第十七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第二十六条の二十第十四項」を「第二十六条の二十第十六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「第二十六条の二十第十三項」を「第二十六条の二十第十五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項中「第二十六条の二十第十二項」を「第二十六条の二十第十四項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十八条の二十五第一項第一号中「第三条第一項第一号」を「第三条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第三条第二号」を「第三条第一項第二号」に改める。

第十九条の七第一項第一号中「場合にあつては」を「場合には」に、「第十四項第一号」を「第十六項第一号」に改め、同項第二号中「第十六項」を「第十八項」に、「第五項第二号及び第九項第二号」を「第七項第二号及び第十一項第二号」に改め、同項第三号中「第四項第一号」を「第五項第一号」に、「第九項第一号」を「第十一項第一号」に、「第五項第一号」を「第七項第一号」に改め、同項第八号中「次項第四号」を「次項第五号」に改め、同条第二項第五号中「にあつては」を「には」に改め、同条第三項第三号を削り、同条第二十項中「第二十六条の二十第二十八項」を「第二十六条の二十第二十九項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第五条の二第十七項」を「第六条の二十第二十八項」を「第二十六条の二十第三十項」に、「同条第二十六条の二十第二十八項」を「第二十六条の二十第三十項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を「同条第二十六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第二十六条の二十第二十六項」を「第二十六条の二十第二十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第二十六条の二十第二十五項」を「第二十六条の二十第二十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第二十六条の二十第二十四項」を「第二十六条の二十第二十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第二十六条の二十第二十四項」を「第二十六条の二十第二十六項」に、「を提出した」を「の提出をした」に改め、同項第一号中「第二十六条の二十第二十三項」を「第二十六条の二十第二十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第二十六条の二十第二十五項に規定する書類」に改め、同項第二号中「第二十六条の二十第二十三項」を「第二十六条の二十第二十五項」に改め、同項第三号中「第十七項第三号」を「第十九項第三号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第六項まで、第九項から第二十二項まで及び第二十七項から第三十三項まで」を「第五項まで、第十項から第二十四項まで及び第二十九項から第三十六項まで」に、「、第十六項及び第十七項」を「及び第十九項まで」に、「第二十六条の二十第二十二項」を「第二十六条の二十第二十四項」に、「第十五項から第十九項まで及び第二十項から第二十六項まで」を「第十七項から第二十一項まで及び第二十四項から第二十八項まで」に改め、同項の項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同表第十五項の項中「第十六項」に改め、同表第二十項第二号の項中「第二十項第二号」を「第二十二項第二号」に、「第十九条の七第五項第二号」を「第十九条の七第七項第二号」に改め、同表第二十七項第三号の項中「第二十七項第三号」を「第二十九項第三号」に改め、同表第二十七項第四号及び第五号の項中「第二十七項第四号」を「第二十九項第四号」に改め、同表第二十八項第一号の項中「第二十八項第一号」を「第三十項第一号」に改め、同表第二十八項第三号の項中「第二十八項第三号」を「第三十項第三号」に、「第二十三項第二号」を「第二十五項第二号」に、「第十九条の七第五項第二号及び第十一項第二号」を「第十九条の七第七項第二号及び第十一項第二号」に改め、同表第三十二項の表第二項第二号の項の項中「第三十二項第一号」を「第三十四項第一号」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第五条の二第十七項」を「第七条の二第十九項」に、「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に、「第十一項第二号」を「第十三項第二号」に改め、同表第三十二項の表第二項第三号及び第三項第一号の項の項中「第三十二項」を「第三十四項」に、「第五条の二第十七項」を「第七条の二第十九項」に改め、同表第三十三項の項中「第三十三項」を「第三十五項」に改め、同表第三十三項の表第五項第四号の項の項中「第三十二項」を「第三十四項」に、「第十九条の七第十三項」を「第十九条の七第十五項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第二十六条の二十第二十一項」を「第二十六条の二十第二十三項」に、「第十項各号」を「第十二項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第二十六条の二十第二十二項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第二十六条の二十第二十項」を「第二十六条の二十第二十二項」に、「応じ」を「応じ」に改め、同項第一号中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第二十六条の二十第二十項」を「第二十六条の二十第二十二項」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二十六条の二十第十八項」を「第二十六条の二十第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第二十六条の二十第十七項」を「第二十六条の二十第十九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第二十六条の二十第十六項」を「第二十六条の二十第十八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第二十六条の二十第十五項」を「第二十六条の二十第十七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第二十六条の二十第十四項」を「第二十六条の二十第十六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「第二十六条の二十第十三項」を「第二十六条の二十第十五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項中「第二十六条の二十第十二項」を「第二十六条の二十第十四項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十八条の二十六第一項第一号中「第三条第一項第一号」を「第三条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第三条第二号」を「第三条第一項第二号」に改める。

第十九条の七第一項第一号中「場合にあつては」を「場合には」に、「第十四項第一号」を「第十六項第一号」に改め、同項第二号中「第十六項」を「第十八項」に、「第五項第二号及び第九項第二号」を「第七項第二号及び第十一項第二号」に改め、同項第三号中「第四項第一号」を「第五項第一号」に、「第九項第一号」を「第十一項第一号」に、「第五項第一号」を「第七項第一号」に改め、同項第八号中「次項第四号」を「次項第五号」に改め、同条第二項第五号中「にあつては」を「には」に改め、同条第三項第三号を削り、同条第二十項中「第二十六条の二十第二十八項」を「第二十六条の二十第二十九項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第五条の二第十七項」を「第六条の二十第二十八項」を「第二十六条の二十第三十項」に、「同条第二十六条の二十第二十八項」を「第二十六条の二十第三十項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を「同条第二十六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第二十六条の二十第二十六項」を「第二十六条の二十第二十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第二十六条の二十第二十五項」を「第二十六条の二十第二十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第二十六条の二十第二十四項」を「第二十六条の二十第二十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第二十六条の二十第二十四項」を「第二十六条の二十第二十六項」に、「を提出した」を「の提出をした」に改め、同項第一号中「第二十六条の二十第二十三項」を「第二十六条の二十第二十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第二十六条の二十第二十五項に規定する書類」に改め、同項第二号中「第二十六条の二十第二十三項」を「第二十六条の二十第二十五項」に改め、同項第三号中「第十七項第三号」を「第十九項第三号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第六項まで、第九項から第二十二項まで及び第二十七項から第三十三項まで」を「第五項まで、第十項から第二十四項まで及び第二十九項から第三十六項まで」に、「、第十六項及び第十七項」を「及び第十九項まで」に、「第二十六条の二十第二十二項」を「第二十六条の二十第二十四項」に、「第十五項から第十九項まで及び第二十項から第二十六項まで」を「第十七項から第二十一項まで及び第二十四項から第二十八項まで」に改め、同項の項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同表第十五項の項中「第十六項」に改め、同表第二十項第二号の項中「第二十項第二号」を「第二十二項第二号」に、「第十九条の七第五項第二号」を「第十九条の七第七項第二号」に改め、同表第二十七項第三号の項中「第二十七項第三号」を「第二十九項第三号」に改め、同表第二十七項第四号及び第五号の項中「第二十七項第四号」を「第二十九項第四号」に改め、同表第二十八項第一号の項中「第二十八項第一号」を「第三十項第一号」に改め、同表第二十八項第三号の項中「第二十八項第三号」を「第三十項第三号」に、「第二十三項第二号」を「第二十五項第二号」に、「第十九条の七第五項第二号及び第十一項第二号」を「第十九条の七第七項第二号及び第十一項第二号」に改め、同表第三十二項の表第二項第二号の項の項中「第三十二項第一号」を「第三十四項第一号」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第五条の二第十七項」を「第七条の二第十九項」に、「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に、「第十一項第二号」を「第十三項第二号」に改め、同表第三十二項の表第二項第三号及び第三項第一号の項の項中「第三十二項」を「第三十四項」に、「第五条の二第十七項」を「第七条の二第十九項」に改め、同表第三十三項の項中「第三十三項」を「第三十五項」に改め、同表第三十三項の表第五項第四号の項の項中「第三十二項」を「第三十四項」に、「第十九条の七第十三項」を「第十九条の七第十五項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第二十六条の二十第二十一項」を「第二十六条の二十第二十三項」に、「第十項各号」を「第十二項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第二十六条の二十第二十二項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第二十六条の二十第二十項」を「第二十六条の二十第二十二項」に、「応じ」を「応じ」に改め、同項第一号中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第二十六条の二十第二十項」を「第二十六条の二十第二十二項」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二十六条の二十第十八項」を「第二十六条の二十第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第二十六条の二十第十七項」を「第二十六条の二十第十九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第二十六条の二十第十六項」を「第二十六条の二十第十八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第二十六条の二十第十五項」を「第二十六条の二十第十七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第二十六条の二十第十四項」を「第二十六条の二十第十六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「第二十六条の二十第十三項」を「第二十六条の二十第十五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項中「第二十六条の二十第十二項」を「第二十六条の二十第十四項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十八条の二十六の二第一項第一号中「第三条第一項第一号」を「第三条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第三条第二号」を「第三条第一項第二号」に改める。

第十九条の七第一項第一号中「場合にあつては」を「場合には」に、「第十四項第一号」を「第十六項第一号」に改め、同項第二号中「第十六項」を「第十八項」に、「第五項第二号及び第九項第二号」を「第七項第二号及び第十一項第二号」に改め、同項第三号中「第四項第一号」を「第五項第一号」に、「第九項第一号」を「第十一項第一号」に、「第五項第一号」を「第七項第一号」に改め、同項第八号中「次項第四号」を「次項第五号」に改め、同条第二項第五号中「にあつては」を「には」に改め、同条第三項第三号を削り、同条第二十項中「第二十六条の二十第二十八項」を「第二十六条の二十第二十九項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第五条の二第十七項」を「第六条の二十第二十八項」を「第二十六条の二十第三十項」に、「同条第二十六条の二十第二十八項」を「第二十六条の二十第三十項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を「同条第二十六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第二十六条の二十第二十六項」を「第二十六条の二十第二十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第二十六条の二十第二十五項」を「第二十六条の二十第二十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第二十六条の二十第二十四項」を「第二十六条の二十第二十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第二十六条の二十第二十四項」を「第二十六条の二十第二十六項」に、「を提出した」を「の提出をした」に改め、同項第一号中「第二十六条の二十第二十三項」を「第二十六条の二十第二十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第二十六条の二十第二十五項に規定する書類」に改め、同項第二号中「第二十六条の二十第二十三項」を「第二十六条の二十第二十五項」に改め、同項第三号中「第十七項第三号」を「第十九項第三号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第六項まで、第九項から第二十二項まで及び第二十七項から第三十三項まで」を「第五項まで、第十項から第二十四項まで及び第二十九項から第三十六項まで」に、「、第十六項及び第十七項」を「及び第十九項まで」に、「第二十六条の二十第二十二項」を「第二十六条の二十第二十四項」に、「第十五項から第十九項まで及び第二十項から第二十六項まで」を「第十七項から第二十一項まで及び第二十四項から第二十八項まで」に改め、同項の項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同表第十五項の項中「第十六項」に改め、同表第二十項第二号の項中「第二十項第二号」を「第二十二項第二号」に、「第十九条の七第五項第二号」を「第十九条の七第七項第二号」に改め、同表第二十七項第三号の項中「第二十七項第三号」を「第二十九項第三号」に改め、同表第二十七項第四号及び第五号の項中「第二十七項第四号」を「第二十九項第四号」に改め、同表第二十八項第一号の項中「第二十八項第一号」を「第三十項第一号」に改め、同表第二十八項第三号の項中「第二十八項第三号」を「第三十項第三号」に、「第二十三項第二号」を「第二十五項第二号」に、「第十九条の七第五項第二号及び第十一項第二号」を「第十九条の七第七項第二号及び第十一項第二号」に改め、同表第三十二項の表第二項第二号の項の項中「第三十二項第一号」を「第三十四項第一号」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第五条の二第十七項」を「第七条の二第十九項」に、「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に、「第十一項第二号」を「第十三項第二号」に改め、同表第三十二項の表第二項第三号及び第三項第一号の項の項中「第三十二項」を「第三十四項」に、「第五条の二第十七項」を「第七条の二第十九項」に改め、同表第三十三項の項中「第三十三項」を「第三十五項」に改め、同表第三十三項の表第五項第四号の項の項中「第三十二項」を「第三十四項」に、「第十九条の七第十三項」を「第十九条の七第十五項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第二十六条の二十第二十一項」を「第二十六条の二十第二十三項」に、「第十項各号」を「第十二項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第二十六条の二十第二十二項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第二十六条の二十第二十項」を「第二十六条の二十第二十二項」に、「応じ」を「応じ」に改め、同項第一号中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第二十六条の二十第二十項」を「第二十六条の二十第二十二項」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二十六条の二十第十八項」を「第二十六条の二十第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第二十六条の二十第十七項」を「第二十六条の二十第十九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第二十六条の二十第十六項」を「第二十六条の二十第十八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第二十六条の二十第十五項」を「第二十六条の二十第十七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第二十六条の二十第十四項」を「第二十六条の二十第十六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「第二十六条の二十第十三項」を「第二十六条の二十第十五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項中「第二十六条の二十第十二項」を「第二十六条の二十第十四項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十八条の二十六の二第二項第一号中「第二十六条の二十第二十六項」を「第二十六条の二十第二十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第二十六条の二十第二十四項」を「第二十六条の二十第三十項の規定により読み替えられた同条第二十六項」に改め、同項第一号中「第五条の二第十七項」を「第七条の二第十九項」に、「第二十六条の二十第二十八項」を「第二十六条の二十第三十項」に、「同条第二十六条の二十第二十八項」を「第二十六条の二十第三十項」に改め、同項第二号中「第二十六条の二十第二十五項」を「第二十六条の二十第二十七項」に、「を提出した」を「の提出をした」に、「第十四項第二号」を「第十六項第二号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項第三号中「応じ」を「応じ」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第二十六条の二十第二十四項」を「第二十六条の二十第二十六項」に改め、「書類」の下に「（法第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十七項に規定する電磁的方法により提供された当該書類に記載すべき電磁的記録を含む。）」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第二十六条の二十第二十四項」を「第二十六条の二十第二十六項」に、「を提出した」を「の提出をした」に改め、同項第一号中「第二十六条の二十第二十三項」を「第二十六条の二十第二十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第二十六条の二十第二十五項に規定する書類」に改め、同項第二号中「第二十六条の二十第二十三項」を「第二十六条の二十第二十五項」に改め、同項第三号中「第十七項第三号」を「第十九項第三号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第六項まで、第九項から第二十二項まで及び第二十七項から第三十三項まで」を「第五項まで、第十項から第二十四項まで及び第二十九項から第三十六項まで」に、「、第十六項及び第十七項」を「及び第十九項まで」に、「第二十六条の二十第二十二項」を「第二十六条の二十第二十四項」に、「第十五項から第十九項まで及び第二十項から第二十六項まで」を「第十七項から第二十一項まで及び第二十四項から第二十八項まで」に改め、同項の項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同表第十五項の項中「第十六項」に改め、同表第二十項第二号の項中「第二十項第二号」を「第二十二項第二号」に、「第十九条の七第五項第二号」を「第十九条の七第七項第二号」に改め、同表第二十七項第三号の項中「第二十七項第三号」を「第二十九項第三号」に改め、同表第二十七項第四号及び第五号の項中「第二十七項第四号」を「第二十九項第四号」に改め、同表第二十八項第一号の項中「第二十八項第一号」を「第三十項第一号」に改め、同表第二十八項第三号の項中「第二十八項第三号」を「第三十項第三号」に、「第二十三項第二号」を「第二十五項第二号」に、「第十九条の七第五項第二号及び第十一項第二号」を「第十九条の七第七項第二号及び第十一項第二号」に改め、同表第三十二項の表第二項第二号の項の項中「第三十二項第一号」を「第三十四項第一号」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第五条の二第十七項」を「第七条の二第十九項」に、「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に、「第十一項第二号」を「第十三項第二号」に改め、同表第三十二項の表第二項第三号及び第三項第一号の項の項中「第三十二項」を「第三十四項」に、「第五条の二第十七項」を「第七条の二第十九項」に改め、同表第三十三項の項中「第三十三項」を「第三十五項」に改め、同表第三十三項の表第五項第四号の項の項中「第三十二項」を「第三十四項」に、「第十九条の七第十三項」を「第十九条の七第十五項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第二十六条の二十第二十一項」を「第二十六条の二十第二十三項」に、「第十項各号」を「第十二項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第二十六条の二十第二十二項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第二十六条の二十第二十項」を「第二十六条の二十第二十二項」に、「応じ」を「応じ」に改め、同項第一号中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第二十六条の二十第二十項」を「第二十六条の二十第二十二項」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二十六条の二十第十八項」を「第二十六条の二十第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第二十六条の二十第十七項」を「第二十六条の二十第十九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第二十六条の二十第十六項」を「第二十六条の二十第十八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「第二十六条の二十第十五項」を「第二十六条の二十第十七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第二十六条の二十第十四項」を「第二十六条の二十第十六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「第二十六条の二十第十三項」を「第二十六条の二十第十五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項中「第二十六条の二十第十二項」を「第二十六条の二十第十四項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十八条の二十六の二第三項第一号中「第三条第一項第一号」を「第三条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第三条第二号」を「第三条第一項第二号」に改める。

第十九条の七第一項第一号中「場合にあつては」を「場合には」に、「第十四項第一号」を「第十六項第一号」に改め、同項第二号中「第十六項」を「第十八項」に、「第五項第二号及び第九項第二号」を「第七項第二号及び第十一項第二号」に改め、同項第三号中「第四項第一号」を「第五項第一号」に、「第九項第一号」を「第十一項第一号」に、「第五項第一号」を「第七項第一号」に改め、同項第八号中「次項第四号」を「次項第五号」に改め、同条第二項第五号中「にあつては」を「には」に改め、同条第三項第三号を削り、同条第二十項中「第二十六条の二十第二十八項」を「第二十六条の二十第二十九項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第五条の二第十七項」を「第六条の二十第二十八項」を「第二十六条の二十第三十項」に、「同条第二十六条の二十第二十八項」を「第二十六条の二十第三十項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を「同条第二十六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第二十六条の二十第二十六項」を「第二十六条の二十第二十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第二十六条の二十第二十五項」を「第二十六条の二十第二十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第二十六条の二十第二十四項」を「第二十六条の二十第二十六項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第二十六条の二十第二十四項」を「第二十六条の二十第二十六項」に、「を提出した」を「の提出をした」に改め、同項第一号中「第二十六条の二十第二十三項」を「第二十六条の二十第二十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第二十六条の二十第二十五項に規定する書類」に改め、同項第二号中「第二十六条の二十第二十三項」を「第二十六条の二十第二十五項」に改め、同項第三号中「第十七項第三号」を「第十九項第三号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第六項まで、第九項から第二十二項まで及び第二十七項から第三十三項まで」を「第五項まで、第十項から第二十四項まで及び第二十九項から第三十六項まで」に、「、第十六項及び第十七項」を「及び第十九項まで」に、「第二十六条の二十第二十二項」を「第二十六条の二十第二十四項」に、「第十五項から第十九項まで及び第二十項から第二十六項まで」を「第十七項から第二十一項まで及び第二十四項から第二十八項まで」に改め、同項の項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同表第十五項の項中「第十六項」に改め、同表第二十項第二号の項中「第二十項第二号」を「第二十二項第二号」に、「第十九条の七第五項第二号」を「第十九条の七第七項第二号」に改め、同表第二十七項第三号の項中「第二十七項第三号」を「第二十九項第三号」に改め、同表第二十七項第四号及び第五号の項中「第二十七項第四号」を「第二十九項第四号」に改め、同表第二十八項第一号の項中「第二十八項第一号」を「第三十項第一号」に改め、同表第二十八項第三号の項中「第二十八項第三号」を「第三十項第三号」に、「第二十三項第二号」を「第二十五項第二号」に、「第十九条の七第五項第二号及び第十一項第二号」を「第十九条の七第七項第二号及び第十一項第二号」に改め、同表第三十二項の表第二項第二号の項の項中「第三十二項第一号」を「第三十四項第一号」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第五条の二第十七項」を「第七条の二第十九項」に、「第九項及び第十項」を「第十一項及び第十二項」に、「第十一項第二号」を「第十三項第二号」に改め、同表第三十二項の表第二項第三号及び第三項第一号の項の項中「第三十二項」を「第三十四項」に、「第五条の二第十七項」を「第七条の二第十九項」に改め、同表第三十三項の項中「第三十三項」を「第三十五項」に改め、同表第三十三項の表第五項第四号の項の項中「第三十二項」を「第三十四項」に、「第十九条の七第十三項」を「第十九条の七第十五項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第二十六条の二十第二十一項」を「第二十六条の二十第二十三項」に、「第十項各号」を「第十二項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第二十六条の二十第二十二項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第二十六条の二十第二十項」を「第二十六条の二十第二十二項」に、「応じ」を「応じ」に改め、同項第一号中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第二十六条の二十第二十項」を「第二十六条の二十第二十二項」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第二十六条の二十第十八項」を「第二十六条の二十第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第二十六条の二十第十七項」を「第二十六条の二十第十九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「第二十六条の二十第十六項」を「第二十六条の二十第十八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四